

(証券コード3286)
令和3年9月13日

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅南五丁目15番18号
トラストホールディングス株式会社
代表取締役社長 喜久田 匡宏

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、極力、書面により事前の議決権行使をお願い申し上げます。

なお、書面により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和3年9月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年9月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区下川端町3番2号
ホテルオークラ福岡 3階「メイフェア」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第8期（令和2年7月1日から令和3年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期（令和2年7月1日から令和3年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、会場において新型コロナウイルス感染防止のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.trust-hd.co.jp>) に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(令和2年7月1日から
令和3年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、消費マインドの低下が進み、依然として厳しい状況で推移しました。一部都府県では再度緊急事態宣言が発出される等、感染再拡大の懸念から景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは駐車場事業の収益力向上、不動産事業における新築マンションの販売強化及び駐車場等小口化事業における「トラストパートナーズ」の販売拡大の他、各種事業の収益改善等に注力してまいりました。

以上の結果、売上高12,337,911千円（前連結会計年度比9.0%減）、営業損失10,450千円（前連結会計年度は291,831千円の営業利益）、経常損失83,308千円（前連結会計年度は243,581千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純利益73,224千円（前連結会計年度比27.2%増）となりました。

事業別の業績については以下のとおりであります。

< 駐車場事業 >

駐車場事業につきましては、外出自粛等の影響により駐車場利用者が減少する中、安心・安全な車室の提供に努めてまいりました。

以上の結果、売上高6,466,274千円（前連結会計年度比1.3%減）、営業損失130,269千円（前連結会計年度は76,529千円の営業損失）となりました。

なお、当連結会計年度末の駐車場数は858ヶ所（前連結会計年度末より2ヶ所増）、車室数は31,603車室（前連結会計年度末より1,064車室減）となっております。

<不動産事業>

不動産事業につきましては、当連結会計年度においては、新築マンション1棟「トラスト鳥栖中央レジデンス（佐賀県鳥栖市、65戸）」が竣工、完売いたしました。

また、既竣工物件である「トラスト別府駅前（大分県別府市）」及び「トラスト野間大池公園レジデンス（福岡市南区）」の販売に注力、16戸の引渡を実施しました。

以上の結果、売上高2,397,134千円（前連結会計年度比23.8%減）、営業利益65,980千円（同64.3%減）となりました。

<駐車場等小口化事業>

不動産特定共同事業法に基づく駐車場小口化商品「トラストパートナーズ」の販売を中心として行う駐車場等小口化事業につきましては「トラストパートナーズ第19号（東京都中央区、販売総額125,000千円）」、「トラストパートナーズ第20号（福岡県久留米市、佐賀県佐賀市、長崎県佐世保市、宮崎県宮崎市、山口県下関市の5物件、販売総額295,000千円）」、「トラストパートナーズ第21号（北九州市小倉北区、販売総額1,215,000千円）」、「トラストパートナーズ第22号（宮崎県宮崎市、販売総額100,000千円）」及び「トラストパートナーズ第23号（宮崎県宮崎市、販売総額113,000千円）」を組成、完売いたしました。

以上の結果、売上高1,838,182千円（前連結会計年度比23.3%減）、営業利益387,029千円（同13.2%増）となりました。

<メディカルサービス事業>

メディカルサービス事業につきましては、主に「介護老人保健施設みやこ」及び「福岡信和病院」等の賃貸収入により概ね堅調に推移する一方、金銭債権については、新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定の見直しを行い、貸倒引当金の積み増しを実施いたしました。

以上の結果、売上高206,800千円（前連結会計年度比10.7%増）、営業損失188,749千円（前連結会計年度は11,229千円の営業損失）となりました。

< R V 事業 >

R V 事業につきましては、キャンピングカーの製造、販売及びレンタルに注力いたしました。

以上の結果、売上高423,533千円（前連結会計年度比88.1%増）、営業損失169,506千円（前連結会計年度は152,264千円の営業損失）となりました。

< その他事業 >

その他事業につきましては、温浴施設「那珂川清滝（福岡県那珂川市）」、「和楽の湯下関せいりゅう（山口県下関市）」の来館者数回復、水素水関連商品の定期顧客確保及び警備契約獲得等に努めてまいりました。

以上の結果、売上高1,005,986千円（前連結会計年度比4.2%減）、営業損失18,440千円（前連結会計年度は53,406千円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額はリース資産を含め786,245千円であり、その主なものは、駐車場事業における精算機や舗装工事等の駐車場設備85,187千円及びP O S レジの入替63,690千円、不動産事業におけるマンション販売に係るモデルルーム設備93,375千円、メディカルサービス事業における医療施設等の取得325,239千円、その他事業における食品製造工場の内装工事及び食品製造設備等98,496千円、当社グループの研修施設の近隣用地取得59,577千円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社グループの研修施設の近隣用地取得資金として70,000千円、当社グループの所要資金として、借換資金を含み、全社合計で1,120,000千円を長期借入金として、金融機関から資金調達を行いました。

また、令和3年3月29日に第1回無担保社債を発行し、300,000千円の資金調達を行いました。

(4) 重要な企業再編等の状況

- ① 当社は、令和2年12月1日付で、100%出資子会社、株式会社フチガミを設立しております。
- ② 当社の子会社であるトラストメディカルサポート株式会社は、令和3年1月1日付で株式会社嘉麻の庄の全株式を取得し、完全子会社としました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第5期 (平成30年6月期)	第6期 (令和元年6月期)	第7期 (令和2年6月期)	第8期 (当連結会計年度) (令和3年6月期)
売 上 高	14,998,889	13,963,011	13,560,520	12,337,911
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	506,755	455,726	243,581	△83,308
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	112,208	197,550	57,582	73,224
1株当たり当期純利益	23円42銭	41円27銭	12円02銭	15円27銭
総 資 産	11,428,151	11,921,312	9,495,655	8,911,552
純 資 産	639,099	750,141	733,770	724,738

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。また、株式付与E S O P信託口が所有する当社株式は連結貸借対照表において自己株式に計上しているため、期中平均株式数から控除しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 な 事 業 内 容
トラストパーク株式会社	421,352千円	100%	駐車場事業
トラスト不動産開発株式会社	50,000千円	100%	不動産事業
トラストパトロール株式会社	30,000千円	100%	総合警備業
トラストメディカルサポート株式会社	55,000千円	100%	メディカルサービス事業
トラストビジョン株式会社	12,000千円	100%	広告事業
トラストアセットパートナーズ株式会社	100,000千円	100%	不動産特定共同事業
株式会社ジーエートラスト	10,000千円	100%	シェアードサービス事業
株式会社RVトラスト	25,000千円	100%	RV車の製造、販売及びレンタル等
トラストネットワーク株式会社	10,000千円	100%	水素水製造販売等
株式会社和楽	10,000千円	100%	温浴事業
株式会社フチガミ	15,000千円	100%	飲食事業

(注) 1. その他、株式会社グランシップ及び株式会社嘉麻の庄が子会社として存在しておりません。

2. 令和2年12月1日付で株式会社フチガミを設立いたしました。

3. トラストメディカルサポート株式会社は、令和3年1月1日付で株式会社嘉麻の庄の全株式を取得し、完全子会社としました。

4. トラストパトロール株式会社は、令和3年6月29日付で120,000千円の増資を行い、同日付で120,000千円の減資を行いました。

5. 事業年度末日における特定完全子会社の状況

・特定完全子会社の名称及び住所

トラストパーク株式会社 福岡市博多区博多駅南五丁目15番18号

・当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額 953,688千円

・当事業年度末日における当社の総資産額 4,260,386千円

(7) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響長期化の懸念があり、景気の見通しは、極めて不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社グループは、地域社会の幸福に貢献するという理念のもと、主力の駐車場事業及び不動産事業、駐車場等小口化事業を中心にメディカルサービス事業、RV事業の他、各種事業に取り組んでおります。

当社グループの継続的な成長を図るために、次に掲げる取り組みを強化してまいります。

① 駐車場事業の拡大

新型コロナウイルス感染症拡大の影響として、外出自粛等により、駐車場稼働状況の回復が遅れる可能性もありますが、今後も安定収益確保のために月極獲得強化、料金設定の工夫、看板の改善、各種キャンペーン等をタイムリーに行うと同時に、駐車場美化、メンテナンスの充実等を常に実践しユーザーの信頼を高めることで、各駐車場の持てるポテンシャルを最大限に引き出し収益の向上に努めてまいります。

また、新規駐車場の開発は、当社グループの将来の収益基盤になるということのみならず、慢性的な駐車場不足という社会問題の解決に貢献するという観点からも、当社グループにとって最重要課題の一つと考えております。

そのために、情報収集力・提案能力等の更なる強化を図るとともに、駐車場の運営力・サービス力を高めることにより土地建物・駐車場オーナー等の信頼の維持向上に引き続き努めてまいります。

② 不動産（新築マンション）の販売強化

新築マンション販売につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による消費マインドの低下が懸念される一方、自然災害や労務費の上昇等を要因とし、建築費は上昇傾向にあります。このような環境の中で、エリアの需給動向を的確に見極め、顧客の多様化、高度化する価値観・ニーズに対応できるマンション開発を行ってまいります。また、マンション販売に当たっては販売代理会社と連携し、開発したマンションの早期完売を目指すべく営業活動を行ってまいります。

③ 駐車場小口化商品の販売強化

駐車場小口化商品「トラストパートナーズ」販売部門につきましては、収益力のある駐車場用地等の仕入れを継続的に行い、効果的な広告宣伝活動、既存組合員様の追加購入・顧客紹介等により販売の拡大を図ってまいります。

この部門を一層強化することにより、当社グループの主力である駐車場事業及び不動産事業の業績拡大にもつなげてまいります。

④ その他事業の収益力向上

当社グループでは近年、メディカルサービス事業をはじめとする各種事業に取り組んでまいりました。今後は、収益力向上を図るため、事業の再構築等を積極的に進めながら、各事業を早期に軌道に乗せ、将来のグループの収益力の柱となるべき事業へと成長させてまいります。

当社グループは、これらの営業課題に取り組むに当たり、従業員や関係者の安全確保及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、今後も優秀な人材の確保・育成を行い、社員の定着化・教育の充実を引き続き図ってまいります。また、企業倫理の徹底とコンプライアンス経営の確立になお一層努力してまいります。

(8) 主要な事業内容（令和3年6月30日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社13社で構成されており、駐車場事業、不動産事業、駐車場等小口化事業、メディカルサービス事業、RV事業、その他事業を行っております。

各事業の内容は次のとおりであります。

<駐車場事業>

当社グループの主力事業である駐車場事業は、「遊休地の有効利用」と「既存駐車場の活性化」を事業コンセプトに、遊休地を駐車場として有効活用し、又は低収益に悩む駐車場を運営面、収益面においてサポートし改善することで、都市基盤として開発又は活性化させ、社会的に有効活用することを目的とし、事業展開しております。

<不動産事業>

不動産事業は、「人へ、街へ、次世代へ末永く愛される住まい」をコンセプトに、ファミリーマンションの分譲を中心とした住宅の企画、開発、販売業務等を行っております。

<駐車場等小口化事業>

駐車場等小口化事業は、不動産特定共同事業法に基づく駐車場小口化商品「トラストパートナーズ」の販売等を行っております。

<メディカルサービス事業>

メディカルサービス事業は、医療機関等への不動産賃貸、貸金業務及び各種コンサルティング業務を行っており、安全・安心な「医療設備」を提供しております。

<RV事業>

RV事業は、「新しいライフスタイルをサポートする」をコンセプトに、RV車等の開発、製造、販売、レンタル等を行っております。

<その他事業>

温浴事業は、温浴施設「那珂川清滝（福岡県那珂川市）」及び「和楽の湯 下関せりゅう（山口県下関市）」の運営を行っており、お客様の健康を支援するべく人々が和み楽しむ空間を提供しております。ウォーター事業は、「健康的な明るい未来をサポートする」をコンセプトに、信頼のおける高濃度水素水の製造・販売等を行っております。また、警備事業は、駐車場事業に付随して発生する機械警備及びイベント・商業施設の常駐警備等を行っております。

(9) 主要な事業所（令和3年6月30日現在）

① 当社

本 社 福岡市博多区

② 子会社等

トラストパーク株式会社	(本社：福岡市博多区)
トラスト不動産開発株式会社	(本社：福岡市博多区)
株式会社グランシップ	(本社：福岡市博多区)
トラストパトロール株式会社	(本社：福岡市博多区)
トラストメディカルサポート株式会社	(本社：福岡市博多区)
トラストビジョン株式会社	(本社：福岡市博多区)
トラストアセットパートナーズ株式会社	(本社：福岡市博多区)
株式会社ジーエートラスト	(本社：福岡市博多区)
株式会社RVトラスト	(本社：福岡市博多区)
トラストネットワーク株式会社	(本社：福岡市博多区)
株式会社和楽	(本社：福岡市博多区)
株式会社フチガミ	(本社：福岡市博多区)
株式会社嘉麻の庄	(本社：福岡県嘉麻市)

(10) 使用人の状況（令和3年6月30日現在）

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
駐車場事業	96（281）名	△25（△22）名
不動産事業	10（3）名	-（+1）名
駐車場等小口化事業	14（-）名	+3（-）名
メディカルサービス事業	3（-）名	△1（-）名
R V 事業	32（4）名	+6（+1）名
その他事業	40（93）名	+3（+5）名
全社（共通）	26（3）名	+1（△1）名
合計	221（384）名	△13（△16）名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託社員及び臨時従業員（パート及びアルバイト）は、（ ）内に年間の平均人員（月間170時間換算）を外数で記載しております。
2. 上記使用人数には、当社グループ外への出向者18名を含んでおりません。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(11) 主要な借入先の状況（令和3年6月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社西日本シティ銀行	1,585,283千円
株式会社福岡銀行	906,421千円
株式会社十八親和銀行	712,918千円
株式会社佐賀銀行	704,084千円
株式会社熊本銀行	409,400千円
株式会社商工組合中央金庫	319,480千円

- (注) 1. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため各取引銀行と当座貸越契約を締結しており、その借入極度額合計は32億円であります。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は11億円であります。
2. 株式会社親和銀行は、令和2年10月1日付で株式会社十八銀行と合併し、商号を株式会社十八親和銀行に変更いたしました。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（令和3年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,204,500株
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 3,413名
- (5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 渡 神	1,601,900	32.28
渡 邊 靖 司	516,000	10.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口・75551口)	166,000	3.35
トラストホールディングス従業員持株会	139,600	2.81
株 式 会 社 テ ィ ー ケ ー ビ ー	124,500	2.51
藤 原 香 代 子	70,000	1.41
株 式 会 社 竹 田 商 会	63,000	1.27
山 川 修	60,000	1.21
矢 羽 田 弘	60,000	1.21
安 井 利 男	52,100	1.05

- (注) 1. 当社は、自己株式を242,088株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・75551口）が所有する当社株式166,000株は自己株式として控除していません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和3年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	渡 邊 靖 司	トラストパーク㈱ 代表取締役 トラスト不動産開発㈱ 代表取締役 ㈱グランシップ 代表取締役 トラストパトロール㈱ 代表取締役 トラストメディカルサポート㈱ 代表取締役 トラストビジョン㈱ 代表取締役 トラストアセットパートナーズ㈱ 代表取締役 ㈱ジーエートラスト 代表取締役 ㈱RVトラスト 代表取締役 トラストネットワーク㈱ 代表取締役 ㈱和楽 代表取締役 ㈱フチガミ 代表取締役 ㈱嘉麻の庄 代表取締役
代表取締役社長	喜久田 匡 宏	トラスト不動産開発㈱ 取締役 トラストメディカルサポート㈱ 取締役 トラストビジョン㈱ 取締役 ㈱RVトラスト 取締役 トラストネットワーク㈱ 取締役 ㈱和楽 取締役 ㈱フチガミ 取締役 ㈱嘉麻の庄 取締役
専 務 取 締 役	矢羽田 弘	トラスト不動産開発㈱ 取締役 トラストメディカルサポート㈱ 取締役 トラストビジョン㈱ 取締役 ㈱ジーエートラスト 代表取締役 ㈱RVトラスト 取締役 トラストネットワーク㈱ 取締役 ㈱和楽 取締役 ㈱フチガミ 取締役 ㈱嘉麻の庄 取締役
取 締 役	北 嶋 重 晴	経営企画部長兼内部監査室長 トラストパトロール㈱ 取締役 トラストメディカルサポート㈱ 取締役 トラストアセットパートナーズ㈱ 取締役 ㈱ジーエートラスト 取締役 ㈱RVトラスト 取締役

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	木 下 敏 之	
取 締 役	加 峯 辰 美	
常 勤 監 査 役	市 原 一 也	
監 査 役	江 口 秀 人	監査法人有明代表社員 公認会計士
監 査 役	梁 井 純 輔	

- (注) 1. 監査役市原一也氏は、その他子会社10社の監査役を兼職しております。
2. 監査役江口秀人氏は、その他子会社1社の監査役を兼職しております。
3. 取締役木下敏之氏及び加峯辰美氏は、社外取締役であります。
4. 監査役市原一也氏、江口秀人氏及び梁井純輔氏は、社外監査役であります。
5. 監査役江口秀人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役木下敏之氏及び加峯辰美氏並びに監査役市原一也氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
7. 当事業年度中の重要な兼職の異動等
- ・渡邊靖司氏は、令和2年12月1日付で、子会社である株式会社フチガミの代表取締役に就任いたしました。また、令和3年1月1日付で、株式会社嘉麻の庄の代表取締役に就任いたしました。
 - ・喜久田匡宏氏は、令和2年12月1日付で、子会社である株式会社フチガミの取締役に就任いたしました。また、令和3年1月1日付で、株式会社嘉麻の庄の取締役に就任いたしました。
 - ・矢羽田弘氏は、令和2年12月1日付で、子会社である株式会社フチガミの取締役に就任いたしました。また、令和3年1月1日付で、株式会社嘉麻の庄の取締役に就任いたしました。
8. 当事業年度末日後の重要な兼職の異動等
- ・渡邊靖司氏は、令和3年7月15日付で、当社の代表取締役及び取締役を辞任により退任いたしました。また、同日付で、子会社であるトラストパーク株式会社、トラスト不動産開発株式会社、株式会社グランシップ、トラストパトロール株式会社、トラストメディカルサポート株式会社、トラストビジョン株式会社、トラストアセットパートナーズ株式会社、株式会社ジーエートラスト、株式会社RVトラスト、トラストネットワーク株式会社、株式会社和楽、株式会社フチガミ、株式会社嘉麻の庄の代表取締役及び取締役を辞任により退任いたしました。
 - ・喜久田匡宏氏は、令和3年7月15日付で、子会社であるトラストメディカルサポート株式会社、トラストビジョン株式会社、株式会社RVトラスト、トラストネットワーク株式会社、株式会社和楽、株式会社嘉麻の庄の代表取締役に就任いたしました。

- ・矢羽田弘氏は、令和3年7月15日付で、子会社である株式会社フチガミの代表取締役に就任いたしました。
- ・北嶋重晴氏は、令和3年7月15日付で、子会社であるトラストビジョン株式会社、トラストネットワーク株式会社、株式会社和楽、株式会社フチガミの取締役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	112,800 (4,800)	112,800 (4,800)	— (—)	6名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	7,200 (7,200)	7,200 (7,200)	— (—)	3名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	120,000 (12,000)	120,000 (12,000)	— (—)	9名 (5名)

(注) 平成26年9月25日開催の第1期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額300,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬額を年額20,000千円以内とそれぞれ決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名です。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。なお、非金銭型報酬等については、時期を見て導入を検討するものとする。

② 基本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬等の内容及び額の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上の意識を高めるため、業績を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結経常利益の予算に対する達成度合い等に応じて算定した額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の基本報酬と業績連動報酬等の報酬割合については、取締役会において検討を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役は、取締役会での検討内容を尊重し、その決定された種類別の報酬割合の範囲内で取締役個人別の報酬等の内容を決定することとする。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等については、取締役会の決議に基づき代表取締役がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の評価配分とする。なお、委任を受けた代表取締役は、その決定内容を取締役会において報告するものとする。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役喜久田匡宏に対し、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役江口秀人氏は、監査法人有明の代表社員であります。当社と監査法人有明との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	木 下 敏 之	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、経済の専門的見識と幅広く豊富な経験に基づき、客観的な立場から適宜必要な指摘・意見を述べております。また、取締役会だけではなく、様々な場面で、必要な指摘・発言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取 締 役	加 峯 辰 美	当事業年度に開催された取締役会21回のうち19回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から適宜必要な指摘・意見を述べております。また、取締役会だけではなく、様々な場面で、必要な指摘・発言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
監 査 役	市 原 一 也	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会14回のうち14回に出席し、監査役としての経験と見識から適宜発言を行っております。
監 査 役	江 口 秀 人	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会14回のうち14回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	梁 井 純 輔	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会14回のうち14回に出席し、監査役としての経験と見識から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積りの算定根拠等について検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社グループは、「仕事を通じて、全従業員の人間性を高め、物心両面の幸福を追求すると同時に、地域社会の幸福に貢献する。」という企業理念を掲げ、全取締役及び従業員が職務遂行にあたっての基本方針としている。そして、永続的な発展を遂げていくために、より一層適切な内部統制システムを整備し、企業理念の具体化を図る。

(1) 取締役及び従業員の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社行動規範やコンプライアンスマニュアルを通じて、企業倫理の確立や法令、定款及び社内諸規程の遵守を確保し、かつ、継続的な情報発信を通じてその周知を図る。
- ② 代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。
- ③ 内部監査室にて、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、全ての業務が法令、定款、社内諸規程に適合しているかを公正に監査する。
- ④ 監査役は取締役の職務の執行が法令、定款に適合しているか、コンプライアンス体制が適正に運営されているかを監視・監督する。
- ⑤ 法令違反等を未然に防止し、会社の自浄機能を働かせることを目的に、内部通報制度を制定し、当社内の通報窓口のほか外部の弁護士事務所にも通報窓口を設置し、運用する。なお、会社は通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、取締役会をはじめとする重要会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務執行に係る情報を保存し、必要に応じて閲覧できる状態とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 総務部がリスク管理を統括する部門として、リスク管理規程に基づき、各種のリスクについての評価・分析を実施し、必要に応じて顧問弁護士等に照会し、取締役会において審議を行うものとする。
- ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定を迅速に行うとともに、取締役の業務執行状況を監督する。
- ② 社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制をグループ会社全体に適用するものとし、「関係会社管理規程」に基づき、子会社への指導を行う。
- ② 当社の内部監査室は、定期的子会社の内部監査を実施する。
- ③ 子会社は監査役に対し、リスク情報を含めた業務執行状況の報告を行う。
- ④ 子会社には、必要に応じて当社から取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。
- ⑤ 当社グループ共通の行動規範及びコンプライアンスマニュアルを制定し、法令遵守の意識の醸成を図る。

(6) 監査役の職務を補助すべき従業員及び当該従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助する従業員を求めた場合には、監査役を補助する従業員を置き、当該従業員は、当該業務を遂行する際には、取締役からの指揮命令は受けず、独立して業務を行うものとする。なお、当該従業員の人事に関する事項については、監査役との協議により定めるものとする。

(7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

- ① 監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席するほか、取締役及び従業員に対し業務執行状況等の報告を求めることができるものとする。また、取締役及び従業員は、リスク管理上の重要な情報、法令等により報告が必要な情報等については、監査役に対し速やかに報告を行うものとする。
- ② 前項の報告をした取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨周知する。

(8) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした場合には、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なではないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は定期的に代表取締役と意見交換を行うものとする。
- ② 監査役と会計監査人が相互に連携して、効率的な監査ができる体制を確保する。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力の排除については、基本的な考え方を「トラストグループ行動規範」に明記し、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断するという強い意志のもと、全取締役及び従業員が業務の遂行にあたる。
- ② 社内に反社会的勢力に対する対応統括部署を設け、警察等関連機関との連携を図るものとする。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 月1回の定時取締役会を含め21回の取締役会を開催して経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行の適法性を確保しました。
- ② 監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会等の重要な会議に出席して取締役の職務執行状況を監査しました。また、監査役会を14回開催するとともに、代表取締役や内部監査室、会計監査人との意見交換を行い、監査の実効性を確保しました。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき各部門の業務監査及び内部統制監査を実施し、内部統制システム全般についての整備運用状況の評価を行いました。
- ④ コンプライアンスについては、コンプライアンスマニュアルにより、全役職員に対してその重要性につき周知徹底を図るとともに、内部通報窓口を設けて法令違反等の未然防止に努めました。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(令和3年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,222,372	流動負債	4,300,529
現金及び預金	2,283,000	買掛金	219,703
受取手形及び売掛金	170,315	短期借入金	1,968,040
販売用不動産	34,055	1年内返済予定の長期借入金	800,922
仕掛販売用不動産	1,630,138	リース債務	167,505
商品及び製品	182,839	未払法人税等	134,446
仕掛品	55,982	ポイント引当金	3,533
原材料及び貯蔵品	84,551	返品調整引当金	147
営業貸付金	493,211	資産除去債務	8,800
その他	550,859	その他	997,431
貸倒引当金	△262,582	固定負債	3,886,284
固定資産	3,689,179	社債	300,000
有形固定資産	2,651,573	長期借入金	2,741,004
建物及び構築物	1,068,524	リース債務	300,554
機械装置及び運搬具	367,296	退職給付に係る負債	77,006
土地	841,153	株式給付引当金	15,560
リース資産	265,623	資産除去債務	115,645
建設仮勘定	11,897	その他	336,512
その他	97,078	負債合計	8,186,813
無形固定資産	195,157	(純資産の部)	
のれん	79,033	株主資本	725,769
その他	116,123	資本金	422,996
投資その他の資産	842,449	資本剰余金	224,086
投資有価証券	52,821	利益剰余金	280,449
繰延税金資産	186,626	自己株式	△201,763
長期貸付金	32,995	その他の包括利益累計額	△1,031
敷金及び保証金	437,535	その他有価証券評価差額金	△1,031
その他	132,470	純資産合計	724,738
資産合計	8,911,552	負債・純資産合計	8,911,552

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和2年7月1日から
令和3年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,337,911
売 上 原 価		10,051,215
売 上 総 利 益		2,286,695
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,297,146
営 業 損 失		10,450
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,113	
受 取 配 当 金	9,313	
受 取 保 険 金	15,859	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7,008	
そ の 他	26,202	59,497
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	103,097	
そ の 他	29,257	132,354
経 常 損 失		83,308
特 別 利 益		
負 の の れ ん 発 生 益	18,694	
受 取 補 償 金	600,000	618,694
特 別 損 失		
減 損 損 失	241,379	241,379
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		294,006
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	262,677	
法 人 税 等 調 整 額	△41,896	220,781
当 期 純 利 益		73,224
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		73,224

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和2年7月1日から
令和3年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当連結会計年度期首残高	422,996	224,086	288,608	△203,172	732,520
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△81,383		△81,383
親会社株主に帰属する 当期純利益			73,224		73,224
自己株式の処分				1,408	1,408
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	△8,159	1,408	△6,750
当連結会計年度末残高	422,996	224,086	280,449	△201,763	725,769

	その他の包括利益 累 計 額		純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	その他の包 括利益累 計額合計	
当連結会計年度期首残高	1,249	1,249	733,770
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△81,383
親会社株主に帰属する 当期純利益			73,224
自己株式の処分			1,408
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△2,281	△2,281	△2,281
当連結会計年度変動額合計	△2,281	△2,281	△9,031
当連結会計年度末残高	△1,031	△1,031	724,738

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

i. 連結子会社の数

13社

ii. 主要な連結子会社の名称

トラストパーク株式会社

トラスト不動産開発株式会社

株式会社グランシップ

トラストパトロール株式会社

トラストメディカルサポート株式会社

トラストビジョン株式会社

トラストアセットパートナーズ株式会社

株式会社ジーエートラスト

株式会社RVトラスト

トラストネットワーク株式会社

株式会社和楽

株式会社フチガミ

株式会社嘉麻の庄

上記のうち株式会社フチガミは、当連結会計年度に新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、株式会社嘉麻の庄については、トラストメディカルサポート株式会社が当連結会計年度において新たに全株を取得したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「7. 開示対象特別目的会社に関する注記」に記載しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i. 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ii. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
なお、保有する販売用不動産のうち販売するまでに貸貸用に供したのものについては有形固定資産に準じて減価償却しております。

・ 仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・ 商品及び製品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・ 原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i. 有形固定資産

（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）及び車両運搬具は定額法、それ以外は主として定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年の均等償却によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～47年
機械装置及び運搬具	2～17年
その他（工具器具備品）	2～20年

- ii. 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な年数(5~12年)で定額法により償却しております。
- iii. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - i. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ii. ポイント引当金

ポイントカードの使用により付与されたポイントの将来の使用に備えるため、当連結会計年度末における未使用ポイント残高に対する将来の費用負担見込額を計上しております。
 - iii. 返品調整引当金

当連結会計年度末後に予想される売上返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し、将来の返品に伴う損失予想額を計上しております。
 - iv. 株式給付引当金

株式付与規程に基づく当社グループの従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - i. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用として処理しております。
 - ii. 退職給付に係る負債

当社及び連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - iii. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。
- (5) 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

(6) 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「(7) 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取解約違約金」、「受取和解金」、「保険解約返戻金」は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(7) 会計上の見積りに関する注記

（R V事業及び温浴事業における固定資産の減損）

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：千円）

科目	連結計算書類	(R V事業)	(温浴事業)
有形固定資産	2,651,573	(526,430)	(373,161)
減損損失	241,379	(-)	(50,959)

(注) 1. () は事業別の内訳金額であります。

2. 温浴事業はセグメント開示上「その他」事業に含めております。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容

当社グループにおいて、R V事業は事業部単位、温浴事業は店舗単位で資産のグルーピングを行っております。

R V事業の固定資産の減損

R V事業において継続して営業損失を計上していることから、R V事業に係る資産グループについて減損の兆候が生じていると判断しました。

当社グループの固定資産の回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか大きい金額によっており、R V事業における回収可能価額として正味売却価額を用いております。

正味売却価額は、不動産については不動産鑑定評価額、車両については市場価格や取引事例等をもとに算定しております。

正味売却価額がR V事業にグルーピングされる固定資産の帳簿価額を上回っているため、固定資産の減損損失の計上は不要と判断しました。

温浴事業の固定資産の減損

温浴事業の1店舗において継続して営業損失を計上していることから、当該店舗に係る資産グループについて減損の兆候が生じていると判断しました。

当社グループの固定資産の回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか大きい金額によっており、温浴事業における回収可能価額として使用価値を用いております。

使用価値は過去の店舗業績を踏まえたうえで、来館者数及び平均単価、飲食販売予測等の重要な仮定に基づく事業計画及び不動産鑑定評価額をもとに将来キャッシュ・フローを見積もって算定しております。

翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

不動産鑑定評価額が下落した場合や新型コロナウイルスの感染状況、経済環境等の変化等によって、固定資産の回収可能価額に関する見積りが変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(医療法人に対する営業貸付金の評価)

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、営業貸付金493,211千円及びそれに係る貸倒引当金261,987千円を計上しております。

当該営業貸付金には、連結子会社であるトラストメディカルサポート株式会社为主として行うメディカルサービス事業に係る特定の医療法人に対する営業貸付金360,000千円が含まれており、当該営業貸付金に対して貸倒引当金245,000千円を計上しております。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容

「連結注記表 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ③重要な引当金の計上基準 i.貸倒引当金」に記載のとおり、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

特定の医療法人に対する営業貸付金360,000千円については、当該医療法人の財務内容、過去の経営成績及び将来の事業計画をもとに債権元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを見積もり、回収不能見込額を算定しております。

当該医療法人の将来の事業計画は診療報酬制度に基づく医療収入や人件費等の重要な仮定に基づき算定しております。

翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

今後、医療制度が改定された場合や新型コロナウイルスの感染状況や経済環境等の変化等によって、営業貸付金の回収不能見込額に関する見積りが変化した場合には翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	定期預金	25,117千円
	仕掛販売用不動産	1,630,138千円
	建物及び構築物	620,801千円
	土地	621,178千円
	計	2,897,236千円
② 担保に係る債務	短期借入金	723,517千円
	1年内返済予定の長期借入金	565,519千円
	長期借入金	1,858,188千円
	計	3,147,224千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,075,815千円

(3) 保証債務

当社は、次の法人について下記内容の債務保証を行っております。

(単位：千円)

会社名	内容	金額
(医)信和会	リース契約 (未経過リース料)	30,488

(追加情報)

(保有目的の変更)

当連結会計年度において、保有目的の変更により、「建物及び構築物」及び「土地」に計上していた有形固定資産706,762千円を「販売用不動産」へ振替えております。なお、当該資産はすべて売却し、売上原価に計上しております。

また、保有目的の変更により、「機械装置及び運搬具」に計上していた有形固定資産36,226千円を「商品及び製品」へ振替えております。なお、当該資産は一部売却しており、25,568千円は売上原価に計上しております。

3. 連結損益計算書に関する注記

受取補償金は、当連結会計年度に駐車場オーナーの都合により、運営する駐車場が閉鎖となったことに伴い、営業補償を受けたものであります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	5,204,500株		一株		一株	5,204,500株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	412,488株		一株		4,400株	408,088株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の減少は従業員退職により、株式付与E S O P信託口から従業員への株式交付によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式(当連結会計年度期首170,400株、当連結会計年度末166,000株)が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和2年9月25日 定時株主総会 (注) 1.	普通株式	40,691千円	8.2円	令和2年6月30日	令和2年9月28日
令和3年2月10日 取締役会 (注) 2.	普通株式	40,691千円	8.2円	令和2年12月31日	令和3年2月26日

(注) 1. 令和2年9月25日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、株式付与E S O P信託口が保有する株式に対する配当金1,397千円を含めております。

2. 令和3年2月10日取締役会決議に基づく配当金の総額には、株式付与E S O P信託口が保有する株式に対する配当金1,389千円を含めております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

令和3年9月28日開催予定の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当金の総額	配当金の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	40,691千円	利益剰余金	8.2円	令和3年6月30日	令和3年9月29日

(注) 定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、株式付与E S O P信託口が保有する株式に対する配当金1,361千円を含めております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達については主に銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引については行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにそのリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、顧客の信用状況を定期的に把握するとともに、債権残高を随時把握することを通じてリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、主に株式、債券であります。これらは、金利変動リスク及び市場価格変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価を把握することで、リスクの軽減を図っております。

敷金及び保証金は、主に当社グループの駐車場事業に係る事業所の賃貸借契約に係るものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、管理部門が主要な取引先の状況を適宜にモニタリングし、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の用途は、運転資金（主として短期借入金）及び設備投資資金（長期借入金）であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。また、当該資金調達に係る流動性リスクに関しては、管理部門が定期的に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

ファイナンス・リースに係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたリース契約によるものであり、全契約とも固定金利による契約であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和3年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2. 参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,283,000	2,283,000	-
(2) 受取手形及び売掛金	170,315		
貸倒引当金 (*1)	△594		
	169,720	169,720	-
(3) 営業貸付金	493,211		
貸倒引当金 (*2)	△261,987		
	231,223	231,223	-
(4) 投資有価証券	49,853	49,853	-
(5) 敷金及び保証金	437,535	422,560	△14,974
資産計	3,171,333	3,156,358	△14,974
(1) 買掛金	219,703	219,703	-
(2) 短期借入金	1,968,040	1,968,040	-
(3) 社債	300,000	300,000	-
(4) 長期借入金 (*3)	3,541,926	3,580,636	38,710
(5) リース債務 (*4)	468,060	471,321	3,261
負債計	6,497,729	6,539,701	41,971

(*1) 受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 営業貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(*4) 流動負債及び固定負債に計上されているリース債務の合計であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業貸付金

営業貸付金の時価の算定については、元利金の合計額を同様に新規貸付けを行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しておりますが、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入又は新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,967
出資金	54,071

非上場株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、福岡県その他の地域において、賃貸駐車場等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は36,564千円（賃貸収益は主に売上高に、賃貸費用は主に売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
893,929	△510,229	383,700	523,710

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は賃貸用不動産の取得217,002千円であり、主な減少額は賃貸用不動産の売却706,762千円及び減価償却費21,379千円であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

7. 開示対象特別目的会社に関する注記

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社グループは、不動産特定共同事業法に基づく不動産共同所有投資商品として「トラストパートナーズ」を提供しております。「トラストパートナーズ」は、投資家が不動産特定共同事業法に基づき任意組合契約を締結し、この任意組合が駐車場等の対象不動産を取得してその賃貸収益等を投資家に分配するものです。

任意組合では、トラストパーク株式会社又はトラストアセットパートナーズ株式会社が業務執行組員（理事長）として任意組合契約に従って管理等を行い、この業務執行の対価として理事長報酬を得ております。

また、トラストパーク株式会社又はトラストアセットパートナーズ株式会社は、マスターリース会社として任意組合とマスターリース契約を締結し、任意組合から駐車場等の対象不動産を一括して借上げ、時間貸駐車場等を運営しております。

当連結会計年度末において組成が完了している任意組合は23組合であり、取引残高のある特別目的会社は以下のとおりです。

（単位：千円）

	当連結会計年度
特別目的会社数	23組合
直近の決算日における資産総額（単純合算）	8,486,003
負債総額（単純合算）	253,252

(2) 不動産特定共同事業法に基づく任意組合との取引金額等

（単位：千円）

取引内容	勘定科目	金額
不動産譲渡高	売上	1,744,714
理事長報酬の受取	売上	45,522
地代の支払	売上原価	410,737

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 151円10銭
(2) 1株当たり当期純利益 15円27銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、令和3年8月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議し、下記のとおり実行しました。

取得の内容

- ①取得した株式の種類 : 当社普通株式
- ②取得した株式の総数 : 1,117,900株
(自己株式を除く発行済株式総数に対する割合 22.5%)
- ③取得価額の総額 : 394,618,700円
- ④取得日 : 令和3年8月12日
- ⑤取得方法 : 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け

10. その他の注記

減損損失に関する注記

当社グループは、駐車場事業は各店舗単位、不動産事業は個々の物件単位、その他事業は各店舗単位又は事業部門単位で資産のグルーピングを行っており、主に収益性が著しく低下した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(181,676千円)として特別損失に計上しております。

また、遊休資産については、他の資産グループとは区別して個別に評価・測定を行っております。当該資産は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(59,703千円)として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により評価しております。

貸借対照表

(令和3年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,103,030	流動負債	1,886,002
現金及び預金	665,093	短期借入金	1,696,999
前払費用	24,849	1年内返済予定の長期借入金	90,370
短期貸付金	306,455	リース債務	6,144
その他	166,631	未払金	19,160
貸倒引当金	△60,000	未払費用	3,270
固定資産	3,157,356	未払法人税等	58,893
有形固定資産	350,333	その他	11,163
建物	106,900	固定負債	966,957
構築物	55,313	社債	300,000
機械装置	130	長期借入金	434,741
車両運搬具	5,538	リース債務	6,740
工具、器具及び備品	34,822	退職給付引当金	2,817
土地	125,173	株式給付引当金	576
建設仮勘定	10,817	債務保証損失引当金	215,607
リース資産	11,636	その他	6,475
無形固定資産	908	負債合計	2,852,960
ソフトウェア	565	(純資産の部)	
その他	343	株主資本	1,408,469
投資その他の資産	2,806,114	資本金	422,996
投資有価証券	49,837	資本剰余金	547,251
関係会社株式	1,292,746	資本準備金	109,435
出資金	50,000	その他資本剰余金	437,815
長期貸付金	2,183,619	利益剰余金	577,434
繰延税金資産	10,435	その他利益剰余金	577,434
その他	8,853	繰越利益剰余金	577,434
貸倒引当金	△789,378	自己株式	△139,213
資産合計	4,260,386	評価・換算差額等	△1,042
		その他有価証券評価差額金	△1,042
		純資産合計	1,407,426
		負債・純資産合計	4,260,386

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和2年7月1日から
令和3年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		1,052,400
販売費及び一般管理費		427,072
営 業 利 益		625,327
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19,782	
そ の 他	5,423	25,205
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,819	
社 債 利 息	959	
社 債 発 行 費	7,974	
そ の 他	391	20,144
経 常 利 益		630,388
特 別 損 失		
減 損 損 失	7,272	
関係会社株式評価損	130,941	
貸倒引当金繰入額	129,207	
債務保証損失引当金繰入額	57,216	324,638
税 引 前 当 期 純 利 益		305,750
法人税、住民税及び事業税	19,243	
法人税等調整額	1,722	20,965
当 期 純 利 益		284,784

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和2年7月1日から
令和3年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	422,996	109,435	437,815	547,251	374,034	374,034	△140,622	1,203,659	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△81,383	△81,383		△81,383	
当 期 純 利 益					284,784	284,784		284,784	
自 己 株 式 の 処 分							1,408	1,408	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	203,400	203,400	1,408	204,809	
当 期 末 残 高	422,996	109,435	437,815	547,251	577,434	577,434	△139,213	1,408,469	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△788	△788	1,202,871
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△81,383
当 期 純 利 益			284,784
自 己 株 式 の 処 分			1,408
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△254	△254	△254
当 期 変 動 額 合 計	△254	△254	204,554
当 期 末 残 高	△1,042	△1,042	1,407,426

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）及び車両運搬具は定額法、それ以外は主として定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年の均等償却によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～47年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

- ③ 株式給付引当金 株式会社与規程に基づく当社従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を個別に勘案し、損失負担見込み額を計上しております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
なお、控除対象外消費税等は発生した事業年度の費用として処理しております。
- ② 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

(6) 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

(7) 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「(8) 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

(8) 会計上の見積りに関する注記

(債務超過の関係会社に対する貸付金及び債務保証の評価)

当事業年度の計算書類に計上した金額

当社グループでは、グループ会社が保有する資金のグループ内での有効活用を目的として親会社が資金管理を行っており、関係会社に対して必要資金の貸付けを行うとともに関係会社が外部の金融機関から資金調達する場合に債務保証を行っております。

貸借対照表に計上している関係会社貸付金は2,490,075千円、関係会社に対する債務保証の期末残高は2,371,685千円であります。

(単位：千円)

科目	当事業年度末残高
関係会社貸付金（短期/長期合計）	1,838,914
貸倒引当金	849,378
債務保証損失引当金	215,607

(注) 1. 上記は債務超過の関係会社に対する金額であります。なお、債務超過の関係会社以外に財政状態が著しく悪化している関係会社はありません。

2. 債務超過の関係会社に対する債務保証の期末残高は735,851千円であり、そのうち㈱和楽に対する債務保証期末残高は527,500千円であります。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容

財政状態が悪化した関係会社に対する貸付金について関係会社の財政状態及び経営成績を考慮し、期末時点の対象会社の実質債務超過額を上限として回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

また、債務保証について債務者である関係会社の財政状態の悪化等により当社が保証を履行し、その履行に伴う求償債権が回収不能となる可能性が高い場合には、実質債務超過額を上限として債務保証損失引当金を計上しております。

当事業年度において、債務超過となっている㈱和楽に対する貸付金及び債務保証の履行可能性の評価は同社の財政状態及び将来の事業計画に基づく支払能力を総合的に判断して回収不能見込額を算定し、貸倒引当金15,000千円及び債務保証損失引当金182,312千円を計上しております。

なお、将来の事業計画については、温浴施設への来館者数、平均単価及び飲食販売予測等の重要な仮定に基づいて策定しております。

また、その他の債務超過となっている関係会社に対する貸付金及び債務保証については、実質債務超過額を回収不能見込額として貸倒引当金834,378千円、債務保証損失引当金33,295千円を計上しております。

翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社の財政状態の悪化により実質債務超過額が変動した場合や将来の事業環境の変化等により、支払能力を見直す等の必要が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建	物	104,337千円	
	構	築	物	55,313千円
	土	地	125,173千円	
	計		284,824千円	

② 担保に係る債務	短期借入金	10,477千円
	1年内返済予定の長期借入金	17,134千円
	長期借入金	232,389千円
	計	260,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 94,514千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	312,276千円
長期金銭債権	2,183,619千円
短期金銭債務	598,584千円

(4) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	3,200,000千円
借入実行残高	1,100,000千円
差引残高	2,100,000千円

(5) 保証債務

当社は、次の法人について下記の内容の債務保証を行っております。

(単位：千円)

会 社 名	内 容	金 額
トラスト不動産開発㈱	金融機関からの借入金	1,510,364
	分譲マンションの手付金等	31,000
トラストパトロール㈱	金融機関からの借入金	80,000
	リース契約 (未経過リース料)	1,684
トラストメディカルサポート㈱	リース契約 (未経過リース料)	12,786
㈱RVトラスト	金融機関からの借入金	21,460
トラストネットワーク㈱	金融機関からの借入金	60,000
	リース契約 (未経過リース料)	44,776
㈱和楽	金融機関からの借入金	527,500
㈱フチガミ	リース契約 (未経過リース料)	82,114
(医)信和会	リース契約 (未経過リース料)	30,488

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業収益	1,052,400千円
販売費及び一般管理費	57,942千円
営業取引以外の取引額	21,134千円

(2) 貸倒引当金繰入額

貸倒引当金繰入額129,207千円は、㈱RVトラスト、トラストネットワーク㈱、㈱フチガミに対する貸倒引当金繰入、㈱和楽、トラストパトロール㈱及びトラストビジョン㈱に対する貸倒引当金戻入を行ったことによるものであります。

(3) 債務保証損失引当金繰入額

債務保証損失引当金繰入額57,216千円は、㈱和楽及び㈱フチガミに対するものであります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	412,488株		一株		4,400株	408,088株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の減少は従業員退職により、株式付与E S O P信託口から従業員への株式交付によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式（当事業年度期首170,400株、当事業年度末166,000株）が含まれております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	6,058千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	258,720千円
債務保証損失引当金	65,674千円
減価償却損金算入限度超過額	1,803千円
関係会社株式	86,772千円
減損損失	13,290千円
未払賞与損金不算入額	892千円
退職給付引当金	858千円
未払事業税	931千円
その他	1,695千円
繰延税金資産小計	436,697千円
評価性引当額	△426,262千円
繰延税金資産合計	10,435千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	トラストパーク㈱	所有 直接 100%	役務の提供 資金の援助 資金の借入 資金の回収 役員の兼任	経営指導料 配当金の受取 資金の回収 — —	253,200 232,200 100,000 —	— — — 短期借入金	— — — 300,000
子会社	トラスト不動産開発 ㈱	所有 直接 100%	役務の提供 資金の援助 資金の回収 役員の兼任 債務保証	経営指導料 配当金の受取 資金の回収 銀行借入に 対する保証 —	96,000 100,000 470,000 1,510,364	— — 短期貸付金 長期貸付金	— — 120,000 40,000
子会社	トラストパトロール ㈱	所有 直接 100%	役務の提供 資金の援助 資金の借入 資金の回収 役員の兼任 債務保証	資金の回収 — 貸倒引当金入額 銀行借入に 対する保証 増資の引受	32,000 — 52,016 80,000 120,000	— — 短期借入金 — —	— — 80,000 — —
子会社	トラストメディカル サポート㈱	所有 直接 100%	役務の提供 資金の援助 資金の借入 資金の回収 役員の兼任 債務保証	資金の貸付 資金の回収 —	410,000 239,833 —	短期貸付金 長期貸付金 短期借入金	40,833 450,327 82,999
子会社	トラストアセットパ ートナーズ㈱	所有 直接 100%	役務の提供 資金の借入 資金の回収 役員の兼任	— — — 配当金の受取	— — — 270,200	短期借入金 —	50,000 —
子会社	㈱ジーエートラスト	所有 直接 100%	役務の提供 管理業務の委託 資金の借入 資金の回収 役員の兼任	業務委託料	42,000	短期借入金	44,000
子会社	㈱RVトラスト	所有 直接 100%	役務の提供 資金の援助 資金の回収 役員の兼任 債務保証	資金の貸付 資金の回収 — 貸倒引当金繰入額	554,000 35,490 — 143,545	短期貸付金 長期貸付金 — 貸倒引当金	75,516 1,427,713 — 634,547
子会社	トラストネットワーク ㈱	所有 直接 100%	役務の提供 資金の援助 資金の回収 役員の兼任 債務保証	資金の回収 貸倒引当金繰入額 リース契約に 対する保証 銀行借入に 対する保証	70,105 36,532 — 44,776 60,000	長期貸付金 貸倒引当金 — — —	265,578 154,830 — — —

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	㈱和楽	所有 直接 100%	役務の提供 資金の援助 役員の兼任 債務保証	貸倒引当金戻入額	18,849	貸倒引当金	15,000
				債務保証損失 引当金繰入額	23,920	債務保証 損失引当金	182,312
				銀行借入に 対する保証	527,500	—	—
子会社	㈱フチガミ	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任 債務保証	貸倒引当金繰入額	27,000	—	—
				債務保証損失 引当金繰入額	33,295	—	—
				リース契約に 対する保証	82,114	—	—

(注) 上記取引金額並びに期末残高には消費税等を含んでおりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営指導致については、双方協議により合理的に決定しております。
2. 当社は、グループの残余資金の効率的な資金運用を行うためCMS（キャッシュマネジメントシステム）を導入しております。CMSによる資金の貸付及び借入については、取引の内容ごとに取り金額を集計することは実務上困難であるため、期末残高のみを表示しております。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。
3. 資金の貸付及び借入については、金融機関との利率を勘案して決定しております。なお、担保の受け入れ及び差し入れはしていません。
4. 債務保証については、保証料の受領はありません。取引金額は期末時点での債務保証残高を記載しており、消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 293円43銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 59円41銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、令和3年8月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議し、下記のとおり実行しました。

取得の内容

- | | |
|------------|--|
| ①取得した株式の種類 | : 当社普通株式 |
| ②取得した株式の総数 | : 1,117,900株
(自己株式を除く発行済株式総数に対する割合 22.5%) |
| ③取得価額の総額 | : 394,618,700円 |
| ④取得日 | : 令和3年8月12日 |
| ⑤取得方法 | : 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3)
による買付け |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年8月25日

トラストホールディングス株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人
福岡事務所

指 定 社 員	公認会計士 堤 剣吾	㊟
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士 大神 匡	㊟
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トラストホールディングス株式会社の令和2年7月1日から令和3年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トラストホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

強調事項

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は令和3年8月11日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項を決議し、実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年8月25日

トラストホールディングス株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人
福岡事務所

指 定 社 員	公認会計士 堤 剣吾	㊟
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士 大神 匡	㊟
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トラストホールディングス株式会社の令和2年7月1日から令和3年6月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

強調事項

個別注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は令和3年8月11日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項を決議し、実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(4) 後発事象

令和3年8月11日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項を決議し実行いたしました。当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

令和3年8月30日

トラストホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 市原 一也 ㊟

監査役（社外監査役） 江口 秀人 ㊟

監査役（社外監査役） 梁井 純輔 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化及び事業成長のための内部留保の充実と株主の皆様への利益還元を両立すべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金8.2円、総額は40,691,779円
なお、中間配当金として1株につき金8.2円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき金16.4円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和3年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令で定める監査役の員数が欠けた場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を監査役の任期とあわせ4年とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の選任)	(監査役の選任)
第35条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
(新 設)	<u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
(新 設)	<u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 また、渡邊靖司氏は、令和3年7月15日付で辞任により退任いたしました。
 つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	喜久田 匡宏 (昭和40年4月16日生)	平成21年9月 トラストパーク(株) 監査役 平成24年9月 同社 取締役 平成25年7月 当社 取締役 平成25年11月 トラストメディカルサポート(株) 取締役 平成25年12月 当社 取締役副社長 平成26年2月 (株)SRP (現、トラストビジョン(株)) 取締役 平成26年5月 トラストアセットパートナーズ(株) 取 締役 平成26年7月 当社 代表取締役社長 (現任) 平成28年6月 (株)RVトラスト 取締役 平成29年2月 トラスト不動産開発(株) 取締役 (現 任) トラストネットワーク(株) 取締役 (株)和楽 取締役 令和2年12月 (株)フチガミ 取締役 (現任) 令和3年1月 (株)嘉麻の庄 取締役 令和3年7月 トラストメディカルサポート(株) 代表 取締役 (現任) トラストビジョン(株) 代表取締役 (現 任) (株)RVトラスト 代表取締役 (現任) トラストネットワーク(株) 代表取締役 (現任) (株)和楽 代表取締役 (現任) (株)嘉麻の庄 代表取締役 (現任)	30,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	や は た ひろし 矢 羽 田 弘 (昭和35年5月25日生)	平成12年1月 ㈱ピー・エム・トラスト(現、トラストパーク㈱) 入社 平成14年9月 同社 取締役 平成16年1月 同社 常務取締役 平成25年7月 当社 取締役管理部長 平成25年9月 トラストネットワーク㈱(現、トラスト不動産開発㈱) 取締役(現任) 平成25年11月 トラストメディカルサポート㈱ 取締役(現任) 平成26年2月 ㈱SRP(現、トラストビジョン㈱) 取締役(現任) 平成26年5月 トラストアセットパートナーズ㈱ 取締役 平成26年7月 当社 専務取締役(現任) ㈱ジーエートラスト 取締役 平成27年7月 同社 代表取締役(現任) 平成28年6月 ㈱RVトラスト 取締役(現任) 平成29年2月 トラストネットワーク㈱ 取締役(現任) ㈱和楽 取締役(現任) 令和2年12月 ㈱フチガミ 取締役 令和3年1月 ㈱嘉麻の庄 取締役(現任) 令和3年7月 ㈱フチガミ 代表取締役(現任)	60,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	北嶋重晴 (昭和42年7月5日生)	平成16年2月 ㈱ピー・エム・トラスト(現、トラストパーク㈱) 入社 経営企画室長 平成25年7月 当社 経営企画室長 平成26年7月 当社 管理部長 ㈱ジーエートラスト 取締役(現任) 平成27年3月 トラストメディカルサポート㈱ 取締役(現任) 平成27年4月 ㈱RVトラスト 取締役(現任) 平成27年7月 トラストパトロール㈱ 取締役(現任) 平成30年9月 当社 取締役(現任) 平成30年10月 トラストアセットパートナーズ㈱ 取締役(現任) 令和元年7月 当社 管理部長兼内部監査室長 令和2年1月 当社 経営企画部長兼内部監査室長(現任) 令和3年7月 トラストビジョン㈱ 取締役(現任) トラストネットワーク㈱ 取締役(現任) ㈱和楽 取締役(現任) ㈱フチガミ 取締役(現任)	14,300株
4	木下敏之 (昭和35年2月12日生)	昭和59年4月 農林水産省 入省 平成11年3月 佐賀市長 平成17年12月 木下敏之行政経営研究所設立 所長(現任) 平成18年10月 公益財団法人東京財団 上席研究員 平成19年2月 ㈱e-CORPORATION, JP 取締役 平成24年4月 福岡大学 経済学部教授(現任) 平成27年9月 当社 取締役(現任)	一株
5	加峯辰美 (昭和28年12月21日生)	昭和51年4月 ㈱西鉄エージェンシー 入社 平成2年6月 同社 第二営業局営業三部 部長 平成8年4月 同社 営業本部 副本部長 平成12年6月 同社 取締役 営業本部担当 平成20年6月 同社 常務取締役 メディア本部 本部長 平成21年6月 同社 専務取締役 営業本部 本部長 平成24年6月 同社 代表取締役社長 平成30年4月 同社 顧問 令和元年6月 同社 退任 令和元年9月 当社 取締役(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
※6	やま かわ おきむ 山 川 修 (昭和43年10月5日生)	平成13年9月 ㈱ピー・エム・トラスト(現、トラストパーク㈱) 入社 平成14年9月 同社 取締役 平成18年9月 同社 常務取締役 平成26年7月 同社 専務取締役 平成27年1月 トラストアセットパートナーズ㈱ 専務取締役 平成27年7月 同社 代表取締役社長(現任) 平成28年7月 トラストパーク㈱ 取締役副社長 平成28年9月 ㈱グランシップ 取締役(現任) 平成29年7月 トラストパーク㈱ 代表取締役社長(現任) 令和3年7月 トラストパトロール㈱ 取締役(現任)	60,000株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項

- ① 木下敏之氏及び加峯辰美氏は、社外取締役候補者であります。
- ② 木下敏之氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、過去に農林水産省、佐賀市長としての行政経験や取締役としての経験など、豊富な経験及び幅広い見識を有しておられ、経営陣から独立した客観的な立場から必要な指摘・助言をいただいております、引き続き、当該見識を活かして取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
- ③ 加峯辰美氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、企業経営者として豊富な経験及び幅広い見識を有しておられ、経営陣から独立した客観的な立場から必要な指摘・助言をいただいております、引き続き、当該見識を活かして取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
- ④ 当社は、木下敏之氏及び加峯辰美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- ⑤ 木下敏之氏及び加峯辰美氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	いち はら かず や 市原 一也 (昭和23年2月23日生)	昭和46年4月 ㈱西日本相互銀行（現、㈱西日本シ ティ銀行）入行 平成15年2月 ㈱西銀ビジネスセンター（現、㈱NC Bビジネスサービス）入社 平成16年6月 アプライド㈱ 監査役 平成23年3月 ㈱エクスペレオ入社 平成23年9月 トラストパーク㈱ 監査役（現任） 平成25年7月 当社 監査役（現任） 平成25年9月 タウンパトロール㈱（現、トラストパ トロール㈱）監査役（現任） 平成25年11月 トラストメディカルサポート㈱ 監査 役（現任） 平成26年2月 ㈱SRP（現、トラストビジョン㈱） 監査役（現任） 平成26年5月 トラストアセットパートナーズ㈱ 監 査役（現任） 平成26年7月 ㈱ジーエートラスト 監査役（現任） 平成27年4月 ㈱RVトラスト 監査役（現任） 平成29年2月 トラストネットワーク㈱ 監査役（現 任） ㈱和楽 監査役（現任） 令和2年12月 ㈱フチガミ 監査役（現任）	一株
2	え ぐち ひで と 江口 秀人 (昭和31年12月18日生)	昭和61年10月 等松青木監査法人（現、有限責任監査 法人トーマツ）入社 平成2年8月 公認会計士登録 平成15年8月 江口公認会計士事務所開設 所長（現 任） 平成18年4月 トラストパーク㈱ 監査役 平成19年7月 福岡監査法人 代表社員 平成22年1月 監査法人有明 代表社員（現任） 平成25年7月 当社 監査役（現任） 平成25年9月 トラストネットワーク㈱（現、トラス ト不動産開発㈱）監査役（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	やな い すみ やす 梁 井 純 輔 (昭和18年3月31日生)	昭和42年4月 ㈱西日本相互銀行(現、㈱西日本シ ティ銀行) 入行 平成11年10月 ㈱西銀経営情報サービス(現、㈱NC Bリサーチ&コンサルティング) 部長 平成12年6月 ㈱博多座 監査役 平成24年9月 トラストパーク㈱ 監査役 平成25年7月 当社 監査役(現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する特記事項

- ① 市原一也氏、江口秀人氏、梁井純輔氏は、いずれも社外監査役候補者であります。
- ② 市原一也氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これまで培ってきた豊富なビジネス経験や監査役としての経験を当社の監査体制に活かしていただいております。なお、同氏の当社監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の当社監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年2ヶ月であります。
- ③ 江口秀人氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する幅広い知見を当社の監査体制に活かしていただいております。なお、同氏の当社監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の当社監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年2ヶ月であります。
- ④ 梁井純輔氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これまで培ってきた豊富なビジネス経験や監査役としての経験を当社の監査体制に活かしていただいております。なお、同氏の当社監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年2ヶ月であります。
- ⑤ 当社は、市原一也氏、江口秀人氏、梁井純輔氏、それぞれとの間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- ⑥ 当社は、市原一也氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

令和2年9月25日開催の第7期定時株主総会において補欠監査役に選任された中村尚生氏の選任の効力は本総会開始の時までとされており、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
なかむら たかお 中村尚生 (昭和28年7月23日生)	昭和52年4月 (株)西日本相互銀行(現、(株)西日本シティ銀行) 入行 平成12年4月 (株)西銀経営情報サービス(現、(株)NCBリサーチ&コンサルティング) コンサルティング部長 平成18年10月 越智産業(株) 経営企画部次長 平成20年6月 同社 取締役財務グループ長 平成22年10月 OCHIホールディングス(株) 取締役財務部長 平成26年12月 (株)九州リースサービス 総合企画部企業戦略室長 平成29年11月 コンサルティング業個人事務所開業(現在に至る)	一株

(注) 1. 中村尚生氏と当社は顧問契約を締結しており、コンサルタントとして上場に関連する様々なアドバイス等をいただいております。

2. 補欠監査役候補者に関する特記事項

- ① 中村尚生氏を補欠の監査役候補者とした理由は、これまで培ってきた豊富なビジネス経験や財務部門に関する豊富な経験・識見を有しており、当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。
- ② 中村尚生氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成26年9月25日開催の第1期定時株主総会において、年額3億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役（業務執行取締役に限定するものとします。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様とのさらなる価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき当社の対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内といたします。また、各対象取締役への配分については、取締役会において決定することといたします。

当社は、上記の目的に加え、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は1.15%（10年間にわたり、本譲渡制限付株式を上限とする株式発行した場合における発行済株式総数に占める割合は11.5%）とその希釈率は軽微であり、本譲渡制限付株式の付与について相当であると判断しております。

本議案が承認された場合は、事業報告に記載の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を改定する予定であります。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は4名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日における取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職するまでの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないことといたします（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

但し、対象取締役が譲渡制限期間中に死亡又は当社の取締役会が正当と認める理由により上記の地位を全て退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を合理的に調整したうえで、譲渡制限を解除します。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとします。また、対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会とします。）で承認される場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間について当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することといたします。

また、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

(5) その他取締役会で定める事項

本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容といたします。

以 上

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

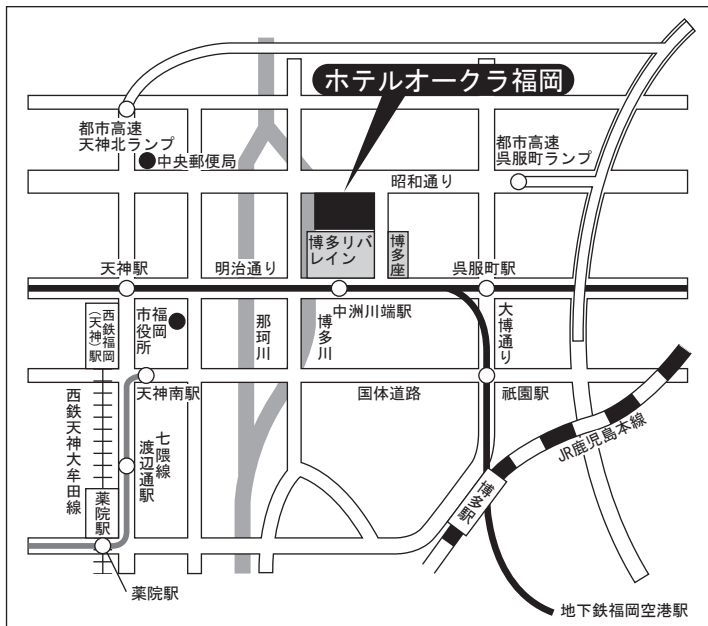
メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

福岡市博多区下川端町3番2号

ホテルオークラ福岡 3階「メイフェア」TEL (092) 262-1111



<交通手段>

- | | | |
|-------------|------|------------------------------------|
| JR博多駅から | 地下鉄 | 博多駅—中洲川端駅「姪浜方面行き」
(所要時間 約5分) |
| | タクシー | 所要時間 約10分 |
| 福岡空港から | 地下鉄 | 福岡空港駅—中洲川端駅「姪浜方面行き」
(所要時間 約10分) |
| | タクシー | 所要時間 約20分 |
| 西鉄福岡（天神）駅から | 徒歩 | 約15分 |

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。